

第32回

島原市農業委員会総会議事録

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。
(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については削除しています。

令和5年1月27日(金) 午後4時02分
於：島原市役所有明庁舎 3階大会議室

1. 開会日時 令和5年1月27日(金) 午後4時02分
2. 閉会時間 令和5年1月27日(金) 午後5時04分
3. 開催場所 島原市役所有明庁舎 3階大会議室

4. 出席委員者の数 18名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	(会長) 北浦 守金	2	坂本 文子	3	鳥田 誠吾
4	佐藤 幸平	5	西森 博昭	6	片山 定幸
7	大川 徳昭	8	宮崎 光男	9	大町 信広
10	吉田 徳成	11	吉田 政信	12	平野 晋
13	吉田 昭浩	14	吉田 幸春	15	永田 充
16	片山 久和	17	廣瀬 光徳	18	森 誠
19	村里 枝美子				

5. 欠席委員者の数 1名

番号	氏名
5	西森 博昭

6. 農地利用最適化推進委員出席者の数 16名

地区	氏名	地区	氏名	地区	氏名
安中	北尾 健一郎	中央	馬場 喜一	中央	稲田 俊夫
杉谷	堀川 邦夫	三会	榊 廣	三会	山口 清則
三会	林田 了星	三之沢	水本 正一郎	東空閑	本多 正典
大野	井上 和利	高野	吉田 純弘	高野	吉田 和久
池田	松本 良二	久原	本田 敏博	釘崎	太田 武春
戸田	林田 靖仁				

7. 報告事項

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定(合意解約)による通知書について
 報告第2号 使用貸借解約通知書について

8. 議案

- 第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請について
 第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

- 第3号議案 非農地証明願について
- 第4号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（案）について
- 第5号議案 農地中間管理機構を介した農用地利用配分計画（案）について
- 第6号議案 島原農業振興地域整備計画書（案）について

午後4時02分開会

議長（会長）

皆さん、こんにちは。ただ今より、第32回島原市農業委員会の総会を開催いたします。

本日、5番 西森 博昭 委員、は所要のため、欠席との連絡がっております。

本日の出席者数は、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので総会は成立しております。

議事録署名委員の指名につきましては、島原市農業委員会 会議規則第15条第2項の規定により、議長が指名することになっており、9番 大町 信広 委員、10番 吉田 徳成 委員を指名いたします。

議長（会長）

初めに、報告事項です。事務局の説明を求めます。

事務局

報告第1号、農地法第18条第6項の規定（合意解約）による通知書について報告します。

以降、着席にて、ご説明させていただきます。

議案集1ページから2ページに記載のとおりで、11筆 15筆 16, 489. 80平方メートルの届けがありました。

次に、報告第2号、使用貸借解約通知書について報告します。

議案集3ページから5ページに記載のとおりで、5筆 22筆 28, 012平方メートルの届けがありました。

以上で報告を終わります。

議長（会長）

ただ今の報告に対して、ご質問等はございませんか。

（「なし」という発声）

議長（会長）

ご質問等がないようですので、議案に入ります。

第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の1番を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の1番について説明します。

1番の譲受人及び譲渡人は、議案集6ページ、1番に記載のとおりで、畑 1筆 218平方メートル を売買するための申請です。

取得後の耕作面積は、17, 675平方メートルで、農機具はトラクター 3台、動力噴霧器 2台、キャリー 1台、草刈り機 1台 を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。…… 委員

（…… 委員）

第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の1番について報告します。

譲受人は、父と母と農業を営み、いちご・レタスを作付けしております。

申請地は、自宅から車で15分ということで、問題なしとみております。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

はい、ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第1号議案の1番について、ご意見等はございませんか。

（「なし」という発声）

議長（会長）

ご意見等がありませんので、第1号議案の1番について、許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という発声）

議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の1番は許可することに決定いたします。

次に、第2号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番について説明します。

譲受人及び譲渡人は、議案集7ページ、1番に記載のとおりで、申請地 152平方メートルを譲り受け、木造平家建住宅を建築したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第一種低層住居専用地域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。…… 委員

(…… 委員)

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番について報告します。

申請地は……の一角にあり、北側、東側、南側は水路を挟んで宅地、西側は宅地となっております。

造成し、コンクリートブロックを設け、雨水は水路へ、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を経由して水路へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議長 (会長)

はい、ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番について、ご意見等はございませんか。

(「なし」という発声)

議長 (会長)

ご意見等がありませんので、第2号議案の1番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長 (会長)

ご異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定いたします。

次に、第3号議案、非農地証明願ひの1番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案、非農地証明願ひの1番について説明します。

申出人は、議案集8ページ1番に記載のとおりで、申請地は平成10年月日不詳頃から、隣接する宅地と一体に住宅用地として利用されています。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議長 (会長)

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願ひいたします。…… 委員

(…… 委員)

第3号議案 非農地証明願ひの1番について報告します。

申請地は……の一角にあり、北側は宅地、東側は鉄道用地、南側は河川、西側は宅地となっております。

現地を見ますと、宅地として利用されており、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議長（会長）

はい、ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第3号議案の1番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長（会長）

ご意見等がありませんので、第3号議案の1番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長（会長）

異議なしと認めます。よって、第3号議案の1番は非農地証明書を交付することに決定いたします。

次に、第3号議案、非農地証明願いの2番を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案、非農地証明願いの2番について説明します。

申出人は、議案集8ページ2番に記載のとおりで、申請地は昭和58年月日不詳頃から、物置用地として利用されています。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。…… 委員

（…… 委員）

第3号議案 非農地証明願いの2番について報告します。

申請地は……の一角にあり、北側は道路、東側及び南側は宅地、西側は農地となっております。

現地を見ますと、宅地として利用されており、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

はい、ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第3号議案の2番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長（会長）

ご意見等がありませんので、第3号議案の2番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長(会長)

異議なしと認めます。よって、第3号議案の2番は非農地証明書を交付することに決定いたします。
次に、第4号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について、上程いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案、「農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について、説明します。
農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、「農用地利用集積計画(案)」の承認を得ようとするものであります。
利用権設定については、議案集9ページから17ページに記載のとおりで、
耕作権の新規設定 33件 94筆 110,968.66平方メートル
耕作権の再設定 9件 21筆 15,343.00平方メートル
次に、農業経営基盤強化促進法による所有権移転については、議案集18ページに記載のとおりで、
4件 9筆 11,317平方メートルです。
合計 46件 124筆 137,628.66平方メートルです。
以上で説明を終わります。
ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長(会長)

ただいまの説明に対して、ご意見等はございませんか。
(「なし」という発声)

議長(会長)

ご意見等がありませんので、第4号議案を承認することに決定してよろしいでしょうか。
(「異議なし」という発声)

議長(会長)

ご異議なしと認めます。よって、第4号議案、「農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)」を承認することに決定いたします。

議長(会長)

次に、第5号議案、「農地中間管理機構を介した農用地利用配分計画(案)」について上程します。
事務局の説明を求めます。

事務局

第5号議案、農地中間管理機構を介した農用地利用配分計画(案)について説明します。

議案集の19ページから22ページをご覧ください。

この議案は、農地中間管理事業の実施に関する規程に基づき、76筆、97,710.66平方メートルの農地について、島原市から「農用地利用配分計画(案)」の意見聴取の依頼がありました。

別添② 添付資料の1ページ、2ページを併せてご覧ください。

農地中間管理機構を介した農用地利用配分計画(案)の受け手の詳細について、記載をしております。

農地の受け手の「取得後の耕作面積」、「農機具の詳細」、「農作業従事日数」、「農業従事者」、「作物の種類」などを記載しており、19名の方全員、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長(会長)

ただ今の説明に対して、ご意見等はございませんか。

(「なし」という発声)

議長(会長)

ご意見等がありませんので、第5号議案は、「問題なし」ということで市に回答してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長(会長)

ご異議がないようですので、第5号議案、「農地中間管理機構を介した農用地利用配分計画(案)」は「問題なし」ということで市に回答することに決定いたします

次に、第6号議案、島原農業振興地域整備計画書(案)について、上程いたします。

なお、内容の詳細について説明を求めるため、農林課の職員を呼んでおりますので、職員の入場を求めます。

(農林課、職員 入場)

事務局の説明を求めます。

事務局

第6号議案、島原農業振興地域整備計画書(案)について説明します。

現在、市が策定している「島原農業振興地域整備計画」について国の「農用地の確保に関する基本指針」の変更に伴い、県の「農業振興地域整備基本方針」の変更が行われたことにより、「島原農業振興地域整備計画」の全体的な見直しをおこなうものであります。

島原市が農業振興地域整備計画を定める場合及び変更する場合は、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2により、農業委員会の意見を聴取することとなっており、今回、「島原農業振興地域整備計画書(案)」について市より意見聴取の依頼がありました。

計画の詳細については、農林水産部・農林課より説明いたします。

議長(会長)

農林課より、説明をお願いします。

(農林課)

皆さん、こんにちは。

私は市役所農林課の……と申します。よろしくお願ひいたします。

この度は、農業委員会の総会の貴重な時間を頂きましてありがとうございます。

今回説明させていただきますのは、農業振興地域に係る概ね5年ごとに実施しております全体見直しにおいて作成いたしました農業振興地域整備計画書(案)について、農振法施行規則第3条の2において「計画を定めようとするときは農業委員会の意見を聴くものとする」となっていることから、説明の場を設けさせていただいたところでございます。

詳細な内容につきましては、担当より説明させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

失礼します。農業振興地域を担当しております、……と申します。

それでは、資料に沿って説明をさせていただきますと思います。

まず、「農業振興地域制度のあらまし(パンフレット)」をご覧ください。

座って説明させていただきます。

パンフレットを開いた左側の6ページ(パンフレット下の⑥)をご覧ください。

農業振興地域制度の概要であります、農業振興地域とは農林水産大臣が農用地等の確保等に関する基本指針を策定しまして、県が農業振興地域整備基本方針を策定するとともに農業振興地域を指定しております。

農業振興地域に指定された市町村が農業振興地域整備計画を策定することにより、国、都道府県、市が一体となって優良農地を確保するとともに、農業に関する公共投資等の農業施策を計画的に実施することとなっております。

続きましてパンフレット右側の⑦をご覧ください。

農業振興地域整備計画は、農業上の利用を確保すべき土地の区域を農用地区域として設定しまして、当該区域において、農業振興のための各種施策を計画的かつ集中的に実施するため市が定める総合的な農業振興の計画です。

農業振興地域整備計画でございますが、下の緑の図にあるように、市の農業振興マスタープランとして、

- ①農業生産基盤の整備・開発
- ②農用地等の保全
- ③農業経営規模の拡大等
- ④農業の近代化のための施設の整備
- ⑤農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備
- ⑥農業従事者の安定的な就業の促進
- ⑦農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設整備

等の計画が農業振興地域整備計画に記載されております。

もう一つ、中のページを開いていただいて、3ページを開いてください。

農用地区域とは、農業振興地域の総合的な農業の振興を図ることが相当な地域として、市町が指定する地域となります。種類として、10ha以上の集団的農用地や圃場整備対象地、農業用施設用地などが対象となっております。

それでは、資料1により説明させていただきます。

大きな資料1の農業振興地域整備計画作成における現在までの流れをご覧ください。

農業振興地域整備計画の全体見直しとは、

- ①の法改正等(農地法等)に伴う国による基本指針の変更及び県の基本方針の変更、
- ②の農業振興地域の区域の変更、
- ③の経済情勢の変動(主な要因のとしましては、地籍調査や高規格道路建設等)

があった場合におきまして、おおむね5年ごとに基礎調査を行い、農業振興地域整備計画の変更を行うこととなります。

今回の整備計画の見直しに至った背景としましては、国が策定しております「食料・農業・農村基本計画」に変更がありまして、これを受けまして、右側の枠内(1)にございます「農用地等の確保に関する基本指針」の変更、また、左側中央の枠内(2)にございます「長崎県農業振興地域整備基本方針」を変更されましたが、ともに農地は減少していくとの見解となっております。

しかしながら、農地が減少していく中で、確保に向けた取組として、農地中間管理機構による認定農業者等の担い手に対する農地の集積・集約化の促進、及び多面的機能支払制度や中山間地域等直接支払制度を活用した地域ぐるみで、農地保全に関する共同活動など営農の「継続」に対する支援を行いながら、出来る限り農地の減少を抑制し、確保していくよう明記されております。

続きまして、枠内の(3)の市の「農業振興地域整備計画の変更」でございますが、国の指針、県の方針が変更した際は、基礎調査の内容を変更しております。基礎調査の内容としましては、農用地等の面積や土地利用の状況調査、人口規模の推移や農業生産等の推移などの統計調査および公共用施設用地や遊休農地等の調査、また、土地利用変更案件の意向調査等を行い、農業振興地域整備計画を見直してきました。

意向調査としましては、市ホームページや広報しまばらへの掲載、また、農事実行組合回覧により周知を図らせていただいたところであります。

つづきまして、枠内の(4)の「農用地区域への編入・除外等の検討」につきましては、①から⑤を判断基準として検討を行ったところでございます。

変更を踏まえて、枠内の(5)の農業振興地域整備計画の策定についてであります。農業振興地域整備計画書は下図にありますとおり、①から⑧までの8つの項目を総合したものが農業振興地域整備計画となります。

今回、農用地区域への編入や除外、また、農用地を確保するための各種施策による支援について全体的に見直しを行いまして、全体計画を要約したものが、別添の資料2にあります、計画書(案)となっております。

それでは、資料1にもどりまして、次のページの大きな2をご覧ください。

「島原農業振興地域整備計画の変更内容」でございますが、編入につきましては、有明町の……地区の圃場整備地を対象といたしまして約0.03haの増、除外におきましては、非農地関係、見直し希望案により約1.5haの減となっており、差引の約1.5haの減となっております。

また、参考といたしまして平成11年度から平成29年度の全体見直しの際における農用地区域の増減の推移を掲載しております。

今回の編入、除外の詳細については資料3を見ていただきたいのですが、こちらに詳細は整理しております。資料3の1ページに島原市の全体図がありますが、四角の枠が除外対象の位置図になっております。除外を予定している6件の位置図になっております。

こちらの6件につきましては、別途、島原市の農業振興地域整備促進協議会がありまして、除外編入等について協議を行う協議会がありまして、先程、こちらの案件を諮らせていただきまして承認を得たところであり

ます。

詳細につきましては、2ページは除外一覧、3ページから8ページにそれぞれの現場写真及び農振図を添付しております。9ページは編入一覧、10ページには最終ページに農業振興地域図全体をお示ししたものを添付しております。図面の黒枠の部分が農業振興地域、青部分が編入、赤部分が除外、黄色部分が農用地区域となっております。

つづきまして、資料1に戻っていただきまして、今後の流れについて説明させていただきます。

説明しました農業振興地域整備促進協議会を先程終わったところですが、今回、農業委員会に諮らせていただいて、その意見を踏まえ県との事前協議を行います。その後、県より同意の回答を得た場合に、市において30日の公告・縦覧を行いまして、15日の異議申し立て期間を置かせていただくこととなります。

異議申立等がなかった場合に、再度、県との本協議を行い、同意を受けた際に市で決定の公告を行くことにより、今回の見直しが完了となります。

見直しの完了につきましては、3月下旬の決定を目指しているところであります。

つづきまして、大きな4の「農用地区域のメリット・デメリット」をご覧ください。

表にもございますとおり農用地区域であるメリットにつきましては、基盤整備事業、多面的機能支払制度及び中山間地域等直接支払制度、ハウス等の施設整備の採択要件となる点に加えまして、農業経営基盤強化促進事業により、農地を農地として利用のために譲渡された売主におきまして、農用地区域外は控除対象となりませんが、区域内農地であれば、譲渡所得につきまして最高800万円の特別控除の対象となります。

また、買主におきましても登録免許税の税率が、千分の十と通常の税率の5%減額などのメリットがございます。

次にデメリットに関してですが、農用地利用計画に定められていない用途としまして、一般住宅の建設など農地以外の用途に使用することが出来ないことがデメリットとなっております。

ただし、随時変更、または軽微変更によります変更手続きを行われ、県の同意を得られた場合は建設等が可能となるところでございます。

また、関係条文の抜粋としまして3ページ以降、5ページにお示しをしております。

つづきまして、農業振興地域整備計画書（案）の中でも要点部分につきましては、資料2の計画書（案）によりご説明させていただきます。

計画書（案）1ページをご覧ください。

ページ中段となりますが、本市の農業振興地域としまして、現在は農用地1,791ha、農業用施設用地79ha、森林・原野530ha、その他1,248haの合計3,648haが県により指定されております。

国や県の目標年でもあります、令和12年の数値を過去10年の推移により算出しております。また、農業振興地域の中の農用地1,791haのうち1,708haについては市の方で農用地区域を設定する方針としております。

つづきまして、2ページをご覧ください。

中段に農用地区域の種目別の面積を掲載しております。

将来の目標数値は、過去の推移により令和12年の面積を標記しております。

つづきまして、4ページをご覧ください。

農業生産基盤の整備開発計画であります、ページ中段の2.におきまして、圃場整備について掲載しております。

現在、事業が行われております三会原地区の他、大三東地区において松崎地区、東大地区、一野地区、また、三会地区において中原・寺中地区について、事業の採択に向け推進中でございますので計画に掲載させていただきました。

つづきまして、5ページをご覧ください。

農用地等の保全計画であります。2.におきまして、防災保全による溜池整備計画を掲載しております。

つづきましては6ページをご覧ください。

表がありますが、島原市で定めております、農業経営基盤強化促進に関する基本的な構想のなかで、農業の経営指針に基づきまして認定農業者の経営内容を取りまとめた更新を行っております。

変更の要点部分につきましては以上となります。

駆け足となりましたが、農林課の説明は以上でございます。

島原農業振興地域整備計画書につきまして、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長（会長）

只今、事務局及び市農林課より説明がありましたが、ご意見、ご質問等はありませんか。

……委員、どうぞ。

(…… 委員)

毎年、遊休農地を見て回っているが、抜本的な対策が必要である。

この表をみれば、有明地区の小さな水田がほとんど遊休農地なんです。それを埋めれば、一発でかたづく。これから、人がいなくなる。中間道路はほとんど真っすぐでしょう。ただ、その周辺に小さな空き地があるわけです。それを全部埋めてしまって水路を作り直すと、溜池を利用しながら、畑作、あるいは、なんでもできるようになる。面積は増えますよ。遊休農地はほとんどなくなる。

やり方として、どこかの地区を指定して買い取ってしまう。終戦直後の農地改革のような、適正な価格で買い取れば、できますよ。

合併前に中学校の横をするときに1町、2町でしろと言ったのに、こもごもした区画になった。それは、お金は捨てたも一緒ですよ。基盤整備をするとなら、いずれ人はいなくなるから無人化になるとですよ。中途半端にしたら、また、しなければならない、その時は金はなくなってしまうから。いまのうちにしなければならない。

議長（会長）

はい、わかりました。先ほど、……委員から言われたように、遊休農地対策ですよ。

ここを担当課としても遊休農地を解消できる方法を取っていただくことが、農地を減らさない状況が確立できると……委員からご意見いただいたとご理解いただければと思います。

他にご意見ありませんか ……委員どうぞ

(…… 委員)

私は……地区の圃場整備の役員をしているが、どうしても賛成してくれない人の話を聞けば、農地がハウス施設の横だからハウスの横になるんじゃないか、真ん中にあるよか畑だからしなくても良いと賛

成してくれず、その部分だけ圃場整備されず残ってしまう。

今現在の圃場整備計画で、この資料にあるように、農業用施設用地を設けてハウス施設はハウス団地にして、露地野菜だけにすることはできないかと思っています。

今の状態で基盤整備をしたとしても、20年、30年したら、また、やり直さないといけないと思っています。

国が一体を買い取って、無償で事業を行うような法律に改正できないかと思っています。

議長（会長）

はい、ありがとうございます。今、……委員からご意見いただいた件も、県等とのやり取り等ある場合は島原独自でもいいから、将来やり直しをしないような農地の圃場整備等々ひとつよろしく願います。

他にご意見ありませんか、……委員どうぞ

（…… 委員）

溜池の改修について、……溜池が1か所計画されているようだが、島原には溜池が2か所しかないが、有明にはけっこうある。農業振興計画には……溜池しかないが、もう少し計画的に3か所ぐらいあげて改修を行ってほしい。

議長（会長）

はい、ありがとうございます。溜池に関しては現在されていますよね、……溜池とかね。そういうところが対象になっていない。そのため、今回、有明の溜池になるんですか。

農林課

先程の溜池の話ですが、担当部署が違うものですから回答ができませんが、今年度、……の溜池を実施していると担当部署から聞いています。今後、計画としては1か所ですが、その都度、農業者と計画を立てながら溜池の整備等をするものと思っています。

議長（会長）

他に、ご意見等ありませんか。いいですか。

議長（会長）

それぞれ、……委員、……委員、……委員からご意見等がありますので、その点は充分踏まえていただいて、担当課の方ではご意見を捉えながら、今後の計画に当たっていただければと思います。

要望があったということを上上げて、農業委員会として他にご意見等ないようでしたら、第6号議案 島原農業振興地域整備計画書（案）については、問題ないとは言いにくいですが、ご意見を申し上げながら回答をするということで、よろしいですか。

議長（会長）

はい、ありがとうございます。

それでは、委員のご意見を踏まえながら、第6号議案、島原農業振興地域整備計画書（案）については、市の方に回答をすることを決定させていただきます。

農林課はここで退席となります。ご苦労様でした。

（農林課、職員 退席）

議長（会長）

以上で、第32回島原市農業委員会に付議されました案件はすべて議了しました。

これで、第32回島原市農業委員会総会を閉会いたします。

午後5時04分閉会